

身邊細貨類	三〇四五	二〇四三	二六二六	四〇四八	一五六六
着帽子及帽體	二六七	四二	一五一〇	五三〇	一八一
鉢銚陶硝子及同製品	六二九	一三〇七	一五八七	一七三六	六四三
鑄鐵眞銅硝子及同製品	五七三	一三〇六	一四一〇	一四三一	八二五
機械及部分品	一五五九	三四六三	一四〇六	一三四〇	二五五三
木ランプ及部分品	四〇八六	三四一〇	五五六四	四二四〇	四九九一
機械及部分品	五八八	一三九五	二九九四	七一一五	一三六五
木ランプ及部分品	二五二六	一九九〇	四五五六	一八三七	一三三四
機械及部分品	一一三〇四	三三三三	三一三五	一三六五	三〇一
機械及部分品	四	三三四	三七一五	一五八五	三五八五
機械及部分品	五八一	九〇〇	二七一六	一七二	一七二
機械及部分品	三三〇	一三三三	二七八	一四〇二	一四〇二
機械及部分品	五六〇	一三三三	三〇六一	一五三三	三三〇五
機械及部分品	一四一三	一三三三	一〇三一	一五三三	三三八二
機械及部分品	八八二	八四二	八四二	一六一七	一六一三
機械及部分品	四二九	一三〇七	四一九	一八四	一八四
輸出總額	一九七、六四三	一九二、〇六七	二三三八、〇七一	二九九、三六七	一一三一、五五〇

第二重要輸入品

備考 輸入金額の左側括弧内は數量とし其の單位は棉花は千俵(一俵は三百斤又は四〇〇封度)、米は千擔、銑鐵は英噸
昭和四年 三 (二八三) (四七)

昭和七年 三 (二八三) (四七) 昭和九年 三 (二一七) (九) 昭和一二年 六八 (九) 昭和一四年 一九四 (一九)

豆採油原類	一、四五五	一、三〇一	一、三七一	三、一三四	一〇五
豆採油原類	二、九八八	七八一	七八一	一、四五九	一、一五六
豆採油原類	七五	九七	一一三	一、三三三	九〇
豆採油原類	二、五四二	一、四八四	一一二	一、四三六	一三六
豆採油原類	二、七九二	三六五	二、七六二	一、四三六	一
豆採油原類	二、四二一	九九一	三、一八二	一、八六七	八〇四
豆採油原類	一、一〇八	九一、七四七	二、一八二	三、六三、大三五	一、一〇九九七
豆採油原類	(一、七一七)	(九一、九一三)	(一、九〇九)	(一、三三九)	(一、一三〇)
豆採油原類	内、八四八	三、五八三	八三四四	一、一三三	五、七六六
豆採油原類	一	一	一一〇〇	一一三六五	一
豆採油原類	一、一〇七	七、二九二	一、一三〇	一、一〇九九七	一
豆採油原類	一、六、九五〇	(四〇六)	三、一〇一八	三、一〇九〇九	一
豆採油原類	一、〇二六	一、八六七	一、一六八	一、一六八	一
豆採油原類	三、一〇九	二、〇四九	一、九四三	一、九四三	一
豆採油原類	二八八、〇六九	一、一六、八六五	一	一	一
豆採油原類	三〇五、一三一	四四九、四八六	一九七、三三七	一	一

第六節 加奈陀との條約交渉

第一款 加奈陀貿易制度及一般貿易狀況

加奈陀は廣袤の大なることに於て「ソ」聯、支那に次ぎ九百五十六萬九千平方秆に上り、ブラジル、北米合衆國、濠洲、印度の夫れを凌ぐ大國なるも、其の人口は一千三百萬人（一九三一年調査）に過ぎない。併し其の出生死亡差

率は千人に付十一（一九三八年調）の高きを示し、米の七、濠の七・九に比し遙に高率を示して居る。（但し南阿聯邦は一五・五、「ソ」聯は一三・六、印度は九・八、日本は九・三）而して人口の大部分は英國及佛蘭西植民の子孫にして北米合衆國の如く獨逸等他の歐洲諸國よりする移住民の子孫は甚だ少く、又阿弗利加よりの移住民たる黒人種は全く存しない。

加奈陀の建國は英國が一八四〇年乃至五年（天保十二年乃至嘉永四年）の間に於て北米英領諸州に責任政府の樹立を許し、自治権の範圍を大に擴張したるに始るところ爾來其の經濟の發展振は隣境國北米合衆國の夫れに類し甚だ顯著なるものあり、殊に加奈陀と北米合衆國との間に延々數千糎に亘り相互に何等國防上の施設なく、而も海上よりする國防は一に英海軍に依存するが故に國土防衛に對する負擔は甚だ軽く、之が爲め經濟發展を容易ならしむるものがあつた。加奈陀の顯著なる經濟發展振りは第一次世界大戰後も目覺しく、之を貿易額に付て見るに貿易總額は大正二年に於て十三億八千三百萬舊米金弗にして世界總貿易額の二・七八%を示し、世界主要貿易國中英、獨、米、佛、白、露、印度、伊太利に次ぎ第九位を示したるものが、大戰後の昭和四年に於ては右總額は二十五億二千四百萬弗となり、米、英、獨、佛に次ぎ一躍第五位を占め世界總貿易額に對し三・六八%の多きを占むるに至つた。世界不況期の昭和八年に於ては同總額七億〇七百萬弗に激減し日本に一籌を輸し第六位となり、昭和十三年には同總額九億六千百萬弗（同上比率三・四九%）を占め日本を凌ぎ再び第五位を回復するに至つた。而も右昭和四年に於ける加奈陀の總貿易額は大戰前の大正二年に對し二四〇%に増加し、日本以外に於て斯くの如き躍進振を示したものはない。（日本は同上増進率四四四%、米國は二二五%、支那は二〇六%、印度は一五一%とす）

加奈陀が斯くの如き世界に殆んど類例なき經濟發展振を示した所以は上記の如く隣境北米合衆國との間に常に平和的經濟關係を維持し得たるのみならず昭和十年同國との間に廣汎なる互惠協定を結びて相互に關稅障壁を低下し、他

方母國たる英本國との間に常に密接なる經濟關係を確保し、殊に第一次大戰後の影響として英帝國との間に特惠制度を擴張し得た爲めである。換言すれば其の「ブロック」的安全經濟圈として廣大なる領土及人口を擁する英米を背景としたし得たるが爲めである。

加奈陀は建國以來自由貿易的傾向強かりしがオンテリオ州を中心として工業發達するに及び漸次北米合衆國に倣ひ保護貿易主義に傾くこととなつた。尤も加奈陀に於ても保守、自由兩黨對立し前者が保護貿易主義を主張し同時に英本國との經濟聯結の強化に熱心なるに對し、後者は常に關稅障壁を輕減することを主張し、殊に北米合衆國との間に互惠條約の締結等により經濟接近を計るの政策を探つた。斯くて加奈陀の總貿易額中八、九、割迄は英帝國及北米合衆國に於て占むることとなつた（輸入に於ては米國は其の六割を占むるに對し英帝國は三割を占むるに過ぎない。之に反し輸出に於ては米國は總額の四割を占むるに對し英帝國は約五割を占む）、即ち英米兩國との經濟關係の接近を保守、自由兩黨が相互に努め結局加奈陀全體の貿易増進に寄與するところとなつたのである。右の如く加奈陀は英米兩國との特惠關稅制の擴張又は互惠協定の成立の爲め其の關稅平均率は比較的低位となり總輸入額に對する關稅收入割合は昭和八年に於て百分の八程度に過ぎないこととなつた。之を同年の日本に於ける百分の六に比すれば高きも、北米合衆國の百分の十九、濠洲の百分の三十乃至四十二（昭和五年度乃至六年度）なるに比し相當低率と言はざるを得ない。

加奈陀の建國當初に於ける通商航海に關する規定は英本國議會に於て制定せるもので其の内容は加奈陀產品が英本国に輸入せらるゝ場合に於ては植民地產物として諸外國產品に比し特惠的關稅を受くると共に加奈陀に於ても亦英本國生產品に對し特惠稅率を設くるを原則とした。然るに其後一八四六年（弘化三年）英議會に於ては加奈陀の爲め所謂權限賦與法（The Enabling Act of 1846）を制定し爾後加奈陀は關稅自主權を有するに至つた。茲に於て加奈陀

諸州は一八四七年より一八四八年（弘化四年乃至嘉永六年）の間に各獨自の關稅制度を設け英國產品に對する特惠制度をも廢止するに至つた。是等關稅法は主として財政上の要求より出でたるものにして保護的色彩なく、又從量稅による單一稅制度であり、且つ加奈陀諸州は關稅自主權を得るや北米合衆國との間に互惠條約を締結した故に旁々加奈陀の初期關稅は低率であつた。而して是等米國との互惠條約は一八五四年より一八六五年（安政元年より慶應元年）迄繼續し其の内容は主として相互の間に於ける農產物の無稅輸入を許したるが故に加奈陀と米國との間に經濟關係甚だ密接となり、加奈陀諸州は空前の繁榮を呈した。然るに其後加奈陀は互惠協定の範圍外に屬する工業品に關する關稅を引上げ、之れが爲め右互惠條約により米國の利するところ少なきに至りたるにより、米國は一八六五年（慶應元年）に於て加奈陀に對し互惠條約の廢棄を通告するに至つた。

一八六七年（慶應三年）英國議會に於て英領北米法（British North America Act）制定せられ、始めて加奈陀聯邦の成立を見たが、同聯邦成立後の關稅制度は一八六六年（慶應二年）加奈陀舊關稅法に些少の修正を加へたるものにして自由貿易主義に近きものであつた。然るに一八七四年（明治七年）の世界不況に際會したる加奈陀は財政上の目的を以て一般有稅品の稅率を一五%より一七・五%に引上げ且つ從來無稅品たりし原料品又は半製品に對し五%乃至一〇%の輸入稅を新設するに至つた。一八七四、五年（明治七、八年）頃より關稅問題は漸次政治化し來りしが、保護貿易主義を主張したる保守黨が一八七八年（明治十一年）内閣を組織するや翌年關稅制度に大改革を行ひ一般有稅品に對する稅率を二割乃至四割に引上げ内國產保護を策するに至つた。然るに一八九六年（明治二十九年）自由黨内閣組織せらるゝや（米國に於て一八九〇年保護主義による「マッキンレイ」關稅法又は一八九四年自由主義による「ウキルソン」關稅法成立）其の在野時代に主張せる自由貿易主義を實行せんと欲したるも既に保守黨の保護貿易主義時代に於て加奈陀の工業は相當發達し始め又米國に於ては早くも一八九七年再び「デングレー」關稅法を制定し高

率なる保護關稅を設くるに至りたる爲め加奈陀としても之れを充分實施するを得なかつた。依て自由黨内閣下の一八九七年（明治三十年）の關稅改正に於て加奈陀は主として農民の需要品に對する稅率の輕減又は廢止を爲し且つ從來の從量稅、從價稅併課主義を廢して從價稅一本建と爲し得たるのみであつた。尙右一八九七年の一般關稅改正に於て特記すべきことは始めて英本國との間に互惠關稅制度を制定したことである。即ち右互惠制度に於て加奈陀は英本國が加奈陀產品に對し無稅輸入を許すを條件として一八九八年六月三十日迄英國產品に對する關稅は一般輸入關稅の八分の七に輕減し、夫れ以後に於ては四分の三に輕減することゝした。尤も右互惠關稅制は所謂英特惠關稅と異り大體英國同様加奈陀產品に對し關稅上優遇を實施する英國以外の他國產品に對して實行することを定め、又右英國產品に對する輕減率は最惠國條款により條約國全部に適用することゝなつた。

然るに一八九八年（明治三十一年）に至り加奈陀は上記互惠關稅法を廢止し之に代へ特惠關稅制を制定した。即ち一般稅率より四分の一を減じたものを特惠關稅となし、一八九八年八月一日より之れを英本國及英領殖民地の產物に適用することゝし、更に一九〇〇年（明治三十三年）には右特惠の程度を強化し、一般稅率より三分の一を減じたものとした。即ち從來加奈陀は諸外國に對しても英本國に對すると同様の關稅を適用すべしとの主義なりしを改め、爾後は英國產品に限り三分の一減の特惠を與ふるの方針に變更したものである。其の結果獨逸は加奈陀に對し條約廢棄を通告し、之れが爲め一九〇三年乃至一九一〇年（明治三十六年乃至四十三年）獨逸との間に關稅戰爭行はれ、加奈陀產品は獨逸に於て協定稅率の適用を拒絶せられ、加奈陀は右に對する報復手段として一九〇三年獨逸よりの輸入品に對し一般稅率の外に從價三割 $\frac{1}{3}$ の附加稅を課した。一九一〇年（明治四十三年）兩國間の關稅戰爭は中止し、加奈陀は獨逸よりの生產物に對し前記附加稅を廢し、獨逸は加奈陀よりの主要輸入品のみに對し限制的に協定稅率を附與することゝなつた。即ち英特惠關稅制實施の結果として加奈陀は獨逸に於て完全なる最惠國待遇を受くるを得ざ

るに至つたのである。

其後加奈陀に於ける保護貿易主義は漸次勢を得て一九〇七年(明治四十年)關稅の大改正が行はることとなつた。右改正に於て加奈陀は始めて複關稅制を採用し關稅率を一般稅率、中間稅率及特惠稅率の三種に區別し、從來の稅率に多少の變更を加へたものを以て一般稅率とし、之を一般外國よりの輸入品に課することゝし、右一般稅率より二・五%乃至一〇%輕減したるものの中間稅率と爲し、右中間稅率は通商條約締結後始めて其の相手國との協定により其の一部を附與するものとし、特惠稅率は中間稅率以下に於て適當なる輕減率を定め之を英本國及其の直轄植民地製產物に對して適用することゝした。尙右特惠稅率は一般に中間稅率より低く定めるも、下記佛加條約による如く特定物品に對し中間稅率が特惠稅率よりも更に引下げらるゝ場合には特惠稅率も亦右程度迄引下げることゝした。加之加奈陀關稅制によれば一般稅率の上に報復關稅が定められ居り、報復關稅は一般稅率に對し從價三割 $\frac{1}{3}$ の附加稅を課するものとし、又外國よりの不當廉賣の輸入防止に關し種々の規定を設けた。一九〇七年加奈陀關稅法の下に加奈陀は一九二二年(大正十一年)佛國との間に互惠條約を締結し、佛國よりの主要輸入品に中間稅率を適用し、且特定の佛國產品に對し中間稅率を引下げたが右佛加條約による一切の輕減率は伊太利、白耳義、和蘭、日本等最惠國待遇を約する諸國產品に對して適用することゝした。

米國との間には上記一八六五年互惠協定の失效以來通商關係上最惠國待遇すらなく、互に相手國よりの輸入品に對し一般稅率を課したるのみならず、米國側に於ては一九〇九年(明治四十二年)ペイン・オルドリッヂ關稅法を制定し、關稅率を大に引上げた。右漸次不良化し行く米加通商關係を改善せんが爲め一九一一年(明治四十四年)米加間に廣汎なる互惠協定が調印せられたが、米國議會に於て之を承認せるに拘らず加奈陀側に於ては自由黨敗北し、保守黨は再び政柄を執ることゝなりたるに付加奈陀議會に於ては之を否決するに至つた。其後間もなく米國は一九一三年(大正二年)民主黨「ウイルソン」大統領政柄を執ることとなり同時に民主黨が多數を占むるに至つた米國議會に於ては一般的に關稅を引下げるが爲めアンダーウード關稅法を成立せめたるにより米加關係は稍々改善せられた。

第一次歐洲大戰後加奈陀は保守黨政柄下に於て保護主義を強化し、關稅を引上げ之に反し一九二六年(昭和元年)成立せる自由黨内閣に於ては一般的に關稅率の引下げを行ひ、一九三〇年(昭和五年)五月自由黨内閣は世界不況の際に於ける對策として英帝國との特惠關係を一層密接にすると共に關稅保護を緩和する目的を以て關稅改正を行ひ、之れか爲め一般稅率五十四品目、中間稅率三十五品目、特惠稅率十一品目の引上げを行ふと共に、他方一般稅率四十六品目、中間稅率九十八品目、特惠稅率二百七十品目に亘り稅率の引下げを行ふた。然るに米國に於ては一九三〇年六月共和黨政柄下に高率なる「スムート・ホーリー」關稅法を制定し、加奈陀よりの主要輸入品たる農產物に對し關稅を引上げたるが爲め加奈陀は之に對抗する爲め所謂相殺關稅を設定し、一般農產物の輸入に對しては當該原產地國に於て加奈陀農產物が受くると同額の關稅を課することを定め米國產農產物に對しては特に高率なる關稅を課するに至りたる爲め米加經濟關係は益々不良化した。更に同年八月加奈陀に於ては保守黨内閣代つて成立するや英本國との經濟關係を一層密接ならしむる目的を以て同年九月に至り百三十餘品目に亘り關稅改正を行つた。尙同關稅改正の際加奈陀は不當廉賣防止規定を強化し、且つ獨逸、蘇聯等通貨下落國產品の輸入を制限せんが爲め國際聯盟規約に加入せざる諸國よりの輸入品に對しては隨時輸入禁止を爲し得べき規定を設けた。加之同年十一月倫敦に於て開催の英帝國會議の結果加奈陀は英特惠を強化するの目的を以て一九三一年(昭和六年)六月百三十餘品目に對する關稅を引上げ、又「ダンピング」關稅の適用を容易にする爲めダンピング關稅規定に改正を加え一般輸入品に對し加奈陀に於ける類似生產品の價格を標準として課稅價格を任意決定し得ること及右課稅價格と當該物品の輸出價格の差額を「ダンピング」稅として課し得べきことの規定を設け、他面英帝國諸國產品に對しては隨時勅令を以て特惠稅率を更に低減

し得べきものと定めた。

一九三二年（昭和七年）七月「オタワ」に於て英帝國會議開催せられ英本國、愛蘭、濠洲、新西蘭、南阿聯邦、ニューアウンドラント、印度、南ローデシヤ及加奈陀の各代表參集し、各邦間の通商條約締結問題を審議したが、同會議への加奈陀提案要領は（イ）加奈陀は英帝國品無税輸入の範囲を擴張し、（ロ）英帝國品に對する現行特惠を維持し且つ、（ハ）加奈陀産の天然及加工品に對する特惠を擴張すべきにより、之れに對し英帝國に於ては（イ）加奈陀品に對し現行特惠を維持し且つ、（ロ）加奈陀産の天然及加工品に對する特惠に付き有效なる擴張を爲すべきを求むと云ふに在つた。同會議に於ては（ア）貿易促進に關する決議、（乙）關稅に關する決議（輸入稅率が不明不確定なるが如き關稅制度を避け又紛議の防止及其の急速解決方法を講すべしと云ふに在り）、（丙）外國との貿易關係に關する決議（英帝國內諸邦は特惠關稅設定の妨となるが如き條約を今後外國と締結せず又現に右の如き條約の存するあらば之れより免るゝ措置を探ること）等を行ふ外英本國對各自治領間に一九三二年八月二十日より向ふ五ヶ年を有效期間とする大要左の如き互惠協定が成立した。

（ア）英國は（イ）現行輸入稅法に依り無税の英帝國產品は同年十一月以後も無税とす、（ロ）或る種の外國品に一定の稅率を課する様措置す、（ハ）或る種の外國品に對する英國現行輸入稅率一割は當該自治領の同意なき限り引下げを爲さず、（乙）自治領よりの家畜輸入に付改善す。

（イ）自治領は（イ）夫々協定附屬表に指定せる英國產品に對し特惠を擴張又は維持す（加奈陀に付ては鋼鐵及同製品、織物、化學藥品、板硝子、化粧品、食卓用具、護謨、鞣皮等品目二百二十種に上つた）、（ロ）保護關稅は目的達成の見込ある產業に付てのみ實施す、（ハ）生產費の點に於て輸入英國品が當該自治領產品と合理的競争を爲し得ざるが如き高率保護關稅を設けざる主義を採る（此の點に付加奈陀は一九三一年 Tariff Board Act に定むる關稅局

を即時組織し、爾後英國政府より品目を指摘して關稅改正を要求する時は同局をして審査報告せしむべく其の議を經ざれば英國品に對する稅率を増加せず又英國當業者は同局に意見を陳ぶる權利を與へらる）、（乙）各自治領は關稅に關し前記方針の下に夫々の關稅制度を改善す（本點に關し加奈陀は英國品に對し各種附加稅及特殊課稅を成るべく速に全廢せんことを約す）。

（ミ）英國植民地及保護領と自治領間に特惠關係を結ぶ様措置を行ふ。

尙英加協定中には上記決議（ミ）に基き「外國が當該國政府の措置に依り直接又は間接に商品の或る價格を保持せしめ其の結果英加間特惠稅率が無効となるか如き惧ある場合には英加兩國政府は現に有し又は今後有すべき權能を行使して當該外國品の輸入を必要とする期間中禁止すべき」趣旨の規定も挿入せられた。

蓋しオタワ會議決定事項中最も重要なは英帝國內相互間特惠制度を擴張せる點にして、之れが爲めには英帝國內の關稅を低下するか或は諸外國に對する關稅を引上げるか孰れか一を選ばざるべからざる次第なるが、時の英國代表は一般列國の繁榮なくして英帝國の繁榮は期し得ず、從て特惠制度は成るべく後者を避けて前者に依りて實現せんことを希望したるも、加奈陀に於ける當時の保守黨政府は國內產業保護と對外收支の改善を重視する立場より主として後者に依り特惠關係を強化した。之れに反し其の後一九三五年（昭和十年）十月の總選舉に政權を獲得せる自由黨政府は前者に依り英特惠を強化すべき事を標榜し着々之れを實現し外國に對しても後述の如く米國及日本との間に關稅協定を締結するに成功したのである。要するに「オタワ」英帝國會議の結果加奈陀は英本國始め他の英帝國構成國との間の貿易の促進を計る目的を以て數個の互惠關稅協定を締結し、其の結果一九三二年（昭和七年）十月十三日の法律を以て二百二十五品目に對する特惠稅率を強化し、右必要上一般及中間稅率を引上げたるもの八十品目、特惠稅率を引下げ一般及中間稅率を引上げたるもの四十九品目、特惠稅率のみを引下げたるもの八品目に及んだ。又は等協定

に基く關稅改正の結果として英本國產品に無稅輸入を許與するに至れるものは百三十七品目の多きに及んだ。又之より先昭和六年九月加奈陀も亦英本國に追従し金本位を離脱したが、同七年に至り日本其の他の諸國の通貨が加奈陀の夫れよりも一層甚しき下落率を示せるを見て是等日本等より輸入する貨物に對し所謂爲替ダンピング關稅を課することとなつた。

加奈陀に於ける英帝國特惠關稅制度を更に要略すれば次の如くである。

(+) 一般英特惠稅率 (British Preferential Tariff)

英本國及英帝國諸領土の產品に對して適用せらるゝ最低の稅率にして關稅定率法第三條(a)に列記せられたる諸國家諸領土の產品並に右第三條(b)に列記せられざる英帝國內の諸邦、諸領土及一般英特惠稅率の利益を享有し居る英帝國內の諸邦の管治せる諸地域の產品にして一般英特惠稅率を許與せらるゝ地域より直接加奈陀に輸送せらるゝものに適用せらる。現在一般英特惠稅率を許與せられ居る諸國家及諸領土は左の如し。

英本國、ベルムダ、英領西印度、英領ギヤナ、英領印度、セイロン、海峽植民地、新西蘭、南阿聯邦、南部ローデシア、スワザランド、バストラント、ペチュアナラント保護領、北部ローデシア、ナイアサラント保護領、ウガンダ保護領、東阿弗利加保護領、北ナイジエリア、シエラレオネ、ガンビア、ソマリーランド保護領、馬來聯邦、英領北ボルネオ、サラワク、ブルネー、モーリシアス、セント・ヘレナ、アッセンション、トンガ島、ハイチ、ファークランド島、英領ホンジュラス、愛蘭自由國、西サモア、ニューファウンドランド

(-) 特殊特惠稅率

一般英特惠稅率の外更に地理的及經濟的に特に密接なる英帝國內の一地方の或種商品に對して特に關稅定率法に於て無稅の特惠を許與するものとし、例へば關稅定率法第八條に於て特に「ニューファウンドランド」產の魚類及

漁業產品に對し無稅輸入の特殊特惠を許與せるが如き此の類なり。

(=) 協定に依る特惠稅率

關稅定率法に依る上記二者の特惠の外に英帝國內の一定の領土と個々に通商協定を締結し、一定の商品に對し一般英特惠稅率以下の特惠關稅を許與す。加奈陀は一九二六年（昭和元年）英領西印度との通商協定に於て西印度に特惠稅率を許與せるを始めとし、一九三一年（昭和六年）には濠洲に對し約三十品目に付、又一九三二年には新西蘭に對し六十餘品目に付夫々協定特惠稅率を許與した。尙一九三二年「オタワ」協定に依りて南阿聯邦に對しては約五十品目に付、南部「ローデシア」に對しては五品目に付夫々特惠稅率を許與した。

上記の如く加奈陀は第一次歐洲大戰後殊に昭和七年「オタワ」經濟會議後英帝國との間に經濟關係を益々緊密化する諸政策が採用せられ、自然其と逆比例し他列國との貿易關係は漸次稀薄となつたが、右の中米國とは其後一九三六年（昭和十一年）一九三四年の「ハル」互惠關稅法の下に互惠條約成立したるにより却て面目を一新するに至つた。即ち昭和十年十月「キング」を首領とする自由黨政府成立するや米國に於ける國務長官「ハル」の主唱せる互惠政策に響應し「キング」首相は自ら華府に赴き直接「ハル」國務長官と折衝して同年十一月十五日華盛頓に於て米加互惠條約を調印し翌年六月より之を實施した。右互惠條約は其の有效期限を三ヶ年間とし、期限後も之を更新繼續して居る。而して其の内容に依り米加兩國は從來享受する事を得ざりし關稅並に關稅上の事項に關し相互に無條件最惠國待遇を受くると共に（但し例外として加奈陀は「米國と米國領土、パナマ地帶、玖瑪等の間の協定」より生ずる利益に拘らず、米國も亦「加奈陀と英帝國領土間の協定」より生ずる利益に拘らず）相互に輸入制限或は輸入禁止の設定期は其の廢止、輸入品の量的制限、外國爲替の割當等に關し衡平なる待遇を與ふべき旨を約する外廣汎なる範圍に於て相互に關稅率を輕減した。即ち本協定に依り米國は加奈陀に對し六十三品目に付關稅を引下げ且つ現存二十一種

○無税品目に付其の据置を約し、四品目に付現税率の据置を約した。其の中卅九品目は農産物に付 Cattle, 馬、乳牛、Cream, Seed Potatoes, Turnips, Clover and grass seeds, Maple sugar, Hay, Live poultry, Dressed chickens, Cheddar cheese, Fresh apples, Strawberries, Cherries, Peas, Blueberries 等と各税率を引下す Cereal grain に付では現行税率を維持し、正木材に付では Fir, Pine, Hemlock, Larch, Pulpwood in rolls 等の關稅を引下す Logs, Timber round unmanufactured (Pulpwood, Firewood bandie bolts, Shingle bolts and laths) Woodpulp, Shingles of wood 等に付も無税維持を約し、△海產物ヒ付では Halibut, Canned razor clams, Salmon, Pickled or salted salmon, Sword fish, Eels 等の税率を引下す Lobster, Clam, Scallop 等の無税維持を定め、△礦產品に付では Acetic acid, Synthetic rosings, Acetylene black, Patent leather, Whisky, Sporting goods 等の税率を引下す Newsprint paper に付では無税維持を約し、△鑄產物に付では Lime, Feldspar, Basic refractory material, Fire brick, Cobalt oxide 等の無税を維持した。之に對し加奈陀は米國に對し六十八種目に付關稅を最惠税率以下に引下す、二十種目に無税とし、七十七種目に付現存中間税率の引上げを爲さる事竝に現存無税品目十五種に課稅せらる事を保證した。其の中主なるものは①機械類及農業用具に付鐵又は鋼鐵より成る機械類にして加奈陀に於て「同級同種」のもの製產せらるる場合は之等に對しては三十五%より一十五%に、右製產せらるるものは三十五%より一十%に引下ぐるの方針を以て農具、電氣冷藏庫、自動車、ラヂオ、マシン、「ガソリン」に對する關稅を引下ぐ、②綿製品、絹製品等に中間税率を適用す、③果實及野菜類に付ては加奈陀に於て生産なき季節中米國より安價に輸入せらるべき關稅率を定めた。即ち米國產品は從來一般稅率を受けたるに比し迥かに利益を受くることとなつた。

英米以外の諸國中加奈陀は佛國との互惠協定を存續する外他の諸國との間に通商條約を締結し、加奈陀中間稅率の

一部又は全部を附與し、之が報酬として相手國より最惠國待遇又は協定稅率を受くる爲め交渉を開始し一九三五年中に「グアテマラ」「ペナメ、コスタリカ及「ボリビア」との間に相互に最惠國待遇の交換を主とする通商條約を締結し得た。尤も加奈陀に於ては特惠關稅を最惠國待遇の範圍外とするのみならず中間稅率附與を以て其の讓歩の限度と爲し、止むを得ざる場合の外中間稅率以下に特別協定を許さるに付一般の例として加奈陀生産物は相手國に於て限定的最惠國待遇を受くるに過ぎない。例へば一九三五年（昭和十年）七月三日「ボーランド」との間に締せられた通商條約に於ては相互に最惠國待遇を約し、其の結果加奈陀產品は「ボーランド」に於て第二種稅率（一般稅率より約二割方低率、「ボーランド」も複關稅制を採用し居る）の適用を受け、且つ割當制度及關稅事項に關し最惠國待遇を受くることとなりたる外、附屬品目に付特別稅率の適用を受くることとなり、之に對し加奈陀は佛蘭西其の他に與へたる中間稅率又は特別稅率の全部を「ボーランド」產品に附與することとなつたにより其の形式は加奈陀に對し甚だ有利なるが如き事實は「ボーランド」に於ては甚しき高關稅を維持する外多數の割當制度を採用して居た事情に照し餘り加奈陀に採り有利なるものと思はれなかつた。

加奈陀は建國以來比較的輕度の保護主義を採用せるのみならず、人口増殖率も多く且つ新興國として開發すべき資源依然充分なるが爲め一九三二年（昭和七年）世界不況對策として保護關稅を高くしたる迄は世界列國中日本以外に類例を見ざる貿易の躍進振りを示した。又一九三二年以後に於ても上記英本國の特惠關稅の強化及一九三五年（昭和十年）米加互惠條約の締結として大に關稅障壁を降下するを得たるにより其の對外貿易の回復率は顯著なるものがあつた。元來加奈陀は第一次歐洲大戰前に於て毎年一、三億弗の入超額を示したるも右は正金の輸出超過又は歐米諸國よりする加奈陀に對する投資により決済せられた。然るに大戰と同時に形勢は一變した。即ち加奈陀は大戰開始後最早歐米諸國より外資の供給を得ず、又英國等に對し巨額なる戰時物資を供給せらるべからむに至りたるにより爾後は

却て毎年多額の輸出超過を見ることとなつた。即ち一九一四年（大正三年）より一九一八年（大正七年）に至る五ヶ年間に於ける輸出超過累計額十三億六千五百萬弗の多きに及んだ。其後に於ても加奈陀は大體に於て毎年輸出超過を繼續し、一九一四年より一九二八年（昭和三年）に至る十五ヶ年間の輸出超過累計額は二十九億萬弗の巨額に及んだのである。然るに一九二九年の世界恐慌後は再び形勢一變し、一時諸外國よりする加奈陀への投資の回復となり、貿易冗は輸入超過となつたが、早くも右外資の流入は一九三二年不況以後困難となり、之が爲め政府は極力保護關稅により輸入を制限することとなつた。之れが爲め貿易額は甚しく縮減せるも、其の貿易冗は再び輸出超過に轉じた。其後政府は右輸出超過の維持の状態下に於て貿易額の回復とを計らんが爲め「オタワ」經濟會議の結果に基き英本國等との間に互惠協定を締結し、更に一九三四年米國互惠關稅法の下に廣汎なる互惠條約を成立せしめ得たるが故に、英帝國及米國との間に於ける關稅障壁は甚しく降下せられ、之が爲め加奈陀の貿易額は自覺ましく回復するに至つた。即ち次表の示す通りである。

第四十三表 加奈陀累年輸出入額表

備考 本表は米國商務省發行外國貿易統計及國際聯盟統計より調製す。

年 次	輸入額		輸出額		差額	金額輸出入差額
	年	月に終る會計年度とす。其後は曆年とす。	年	月に終る會計年度とす。其後は曆年とす。		
一九一一年	一〇〇八		四三一	一〇一二	入超 一八七	一三六
一九一三年	六二八		七三九	一〇一二	出超 二七三	明
一九一四年一七八年平均	六〇五		九五〇	一〇〇九	出超 五九	七二
一九一九年一二三年平均	四五三		一〇〇三	一三三三	出超 二三〇	九七
一九三四年一一八年平均	四九三		一、一八二	一、一八二	入超 一二二	九
一九二九年	四五一		一、二九九			
一九三八年	五三一					
一九三九年	六五三					
一九四〇年	七二九					
一九四一年	八三五					
一九四二年	九四四					
一九四三年	八〇九					
一九四四年	一〇〇四					
一九四五年	八四六					
一九四六年	六七七					
一九四七年	一〇一					
一九四八年	七〇					

更に加奈陀貿易額を國別に觀察するに第一次世界大戰前英帝國は加奈陀輸入貿易に於て總額中の二二・八%、又其の輸出貿易に於て五二・五%の多きを示し、之に對し米國は加奈陀の輸入貿易に於ては六四・〇%、又右輸出貿易に於ては三七・九%であつた。即ち其の主要特產たる農產物を英本國に賣り、其の所要機械及日用品を主として米國より購入し居る狀態であった。大戰と同時に英加の經濟關係は一旦甚だ密接となりしも、大戰後に於ては一九二三年以後一九二九年（大正十二年乃至昭和四年）迄米國に於て異常なる經濟繁榮を極めたる爲め米加間の貿易は相互の間に高率なる關稅障壁あるに拘らず大に増進し、一九二九年に於ては一九一三年に比し加奈陀よりの米國への輸出は三一五%、又輸入は二一三%に增加し、其の比率に於ても加奈陀より米國への輸出割合は加奈陀總輸出額の四六%に、又米國より加奈陀への輸入は六七・九%を占むるに至り、英帝國が前者に於て三三・九%、後者に於て二〇・二%を占むるを遙に凌駕することとなつた。斯くて第一次歐洲大戰後加奈陀は經濟的には英國の夫れよりも米國に隸屬し行く形勢となりしが、一九二九年の世界恐慌後に於ては更に形勢一變し、殊に米國は一九三〇年「スムート・ホーレー」關稅法により加奈陀よりの輸入品に對し高關稅を課するに至り、之に反し英加間は一九三二年「オタワ」經濟會議の結

果特惠關稅設定等により相互の間の經濟關係を促進することに努めたるが故に、米加間の貿易減少と對疎的に英國間の貿易額は重要な地位を占むるに至つた。即ち加奈陀より米國への輸出は一九三二年に於ては總輸出額中の三〇・二%に激減したるに對し英國への輸出は四六・九%に增加し、米國より加奈陀への輸入も五七・二%に減少したるに對し、英國よりの輸入は二九・六%に増進するに至つた。然るに一九三五年米加互惠協約の結果として再び形勢は一變し、一九三七年加奈陀の貿易額に於て米國よりの輸入は六〇・六%に、又輸出は四二・四%に回復し、之に反し英國への輸出は四三・五%に、又輸入は二八・九%に減少するに至つた。之を要するに加奈陀は保守黨下に於て特惠關稅の強化等の爲め英帝國との貿易關係緊密となり、之に反し自由黨政府の下に米加互惠協定締結等により米國との貿易關係の緊密化を來し、右兩者への依存關係は第一次歐洲大戰の爲め差したる變化なき現情となつたのである。即ち加奈陀は米英双方との間に通商經濟上不可分の關係にあり、而して米英は加奈陀に對し通商上に於て競爭的立場に在りと云ふよりも寧ろ加奈陀を挾みて相互間の經濟關係の緊密化を計り居る状況である。英國は米英平和關係維持上加奈陀を米國へ入質となし居ると評するも一面の眞理あるものと言はざるを得ない。而して加奈陀の英米以外の諸國との通商關係は特惠關稅設定又は互惠協定の締結等の人爲的貿易增進方策が講ぜらるゝこと僅少なるに付其の加奈陀貿易上占むる比率は之を總括するも歐洲大戰前の輸出に付て九・六%、輸入に於て一三・二%に過ぎなかつた。大戰後輸出に付ては加奈陀に於て種々貿易増進政策を講ぜる結果として其の比率は一一・二%に増進したが、輸入に付ては加奈陀に於て英米以外の產物を高關稅等を以て排斥する爲め其の占むる比率は一〇・五%に下降した。加奈陀に於ける國別貿易消長の詳細を示せば次の通りである。

第四十四表 加奈陀輸出入先國別表

備考 單位は加奈陀弗百萬弗とす。

國別	一九一三年		一九二九年		一九三二年		一九三七年	
	輸入額	輸出額	輸入額	輸出額	輸入額	輸出額	輸入額	輸出額
總額	(六九・二)	(四六・六)	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一・一〇・三)	(四〇・四)	(四三・六)	(八〇・九)
英帝國	(一四・二)	(三五・六)	(三・五%)	(三・五%)	(一・一〇・三)	(一〇〇%)	(一〇〇%)	(一〇〇%)
本國	(三・三・九)	(三・三・九)	(一・九・三)	(一・九・三)	(一・一〇・四)	(三・九%)	(三・三・一)	(三・三・一)
自治領及植民地	(一・九・三)	(一・九・三)	(一・六・五)	(一・六・五)	(一・一〇・四)	(元・九%)	(元・九%)	(元・九%)
米國	(西・〇・〇%)	(毛・九・〇%)	(一・六・六)	(八・四・五)	(一・一〇・四)	(一・一〇・四)	(一・一〇・四)	(一・一〇・四)
日本	(〇・四・〇%)	(〇・四・〇%)	(〇・一・七)	(〇・一・七)	(一・一〇・四)	(一・一〇・四)	(一・一〇・四)	(一・一〇・四)
其他	(二・八・〇%)	(二・八・〇%)	(一・一・六)	(一・一・六)	(一・一〇・四)	(一・一〇・四)	(一・一〇・四)	(一・一〇・四)

第二款 加奈陀との條約交渉

曩に第一章第五節第三款中に述べたる如く加奈陀は英帝國他の自治領と異り既に明治三十九年一月三十日調印印

本加奈陀間の通商に關する條約により日英通商航海條約に加入したるが、加奈陀への日本移民の入國に關しては恰も

米國と同様の事情あるに付明治四十年十一月加奈陀側の希望により加奈陀への日本移民の出國制限に關し兩國間に所謂「ル・ミュウ」協定なるもの内密に調印せられ、加奈陀行日本移民の一ヶ年間の旅行券發行高は四百人を超えることゝした。次いで明治四十四年小村條約改正の際には在オタワ中村總領事と加奈陀政府との間に日英條約加入に關する交渉開始せられたが、先づ通商航海に關する暫定取極締結せられたる後大正二年二月七日及三月一日を以て「ボルデン」加奈陀總理大臣と同總領事との間に加奈陀の日英條約加入に關する公文交換行はれ、其の結果加奈陀は大正二年五月一日付を以て正式に明治四十四年四月三日調印の日英通商航海條約に加入することゝなつた。而して中村總領事は大正二年三月一日付加奈陀條約加入に關する加奈陀總理宛公文を以て前記明治四十年の「ル・ミュウ」協定による加奈陀行移民制限は依然勵行すべきことを聲明した。爾後日加兩國通商關係は至極圓滿に發展し、大正二年に於ける本邦より加奈陀への輸出額五百萬圓、加奈陀より本邦への輸入額二百萬圓なりしが、大正三年乃至七年の五ヶ年平均額に於ては加奈陀への輸出額は一千四百萬圓、又加奈陀よりの輸入額は三百萬圓に增加した。次に大正八年至十二の五ヶ年平均額に於ては本邦より加奈陀への輸出額は一千八百萬圓に增加したに對し、加奈陀より本邦への輸入額は一千二百萬圓に激増した。更に世界大戰後の好況期たる大正十三乃至昭和三の五ヶ年平均額に於ては本邦より加奈陀への輸出額二千三百萬圓に對し、加奈陀より本邦への輸入額は五千三百萬圓に激増した。大戰後に於ける世界貿易最繁榮期を表徵する昭和四年には本邦よりの加奈陀への輸出二千七百萬圓、彼よりの輸入六千九百萬圓と云ふ記錄的躍進振りを示した。右様日加貿易の好成績を示せる理由は加奈陀に於て本邦よりの主要貿易品たる生糸、絹織物、陶磁器、茶等に對し比較的寛大なる關稅を賦課すると共に先方よりは小麥、小麥粉、乾魚等の食料品及本邦戰後經濟繁榮に基く原料品として必要なる製紙用パルプ、鉛、亜鉛、木材、飼料等の輸入が累年増加せるが爲めである。

加之加奈陀の加入せる日英通商航海條約は日米通商航海條約の夫と異り其の規定綿密にして在加奈陀本邦移民に對

し職業、産業及土地所有權の享有に對し最惠國待遇を保障せるに付英領コロンビア州等日本移民の多數居住せる地方に於ても米國加州等に於けるが如く各種の排日的立法を實施するを得なかつた。偶々州議會に於て條約の規定を願みず本邦人に對し漁業權、森林伐採權等を差別的禁止制限する法案を成立せしむることありしも、加奈陀中央政府の支持を得て在留本邦人より英國樞密院に上訴の結果同州法は常に否認せられた。又日本移民の加奈陀入國に付ても大正二年加奈陀の日英條約加入を約せる公文中には英帝國をも其の範圍に包含する最惠國待遇を約せる關係もあり、之れが爲め加奈陀は一九二四年米國移民法に於ける如く本邦移民に對し差別的待遇を行ふことを得なかつたのである。尤も世界大戰後、殊に昭和五年の世界不況後は加奈陀に於ても米國に於けると等しく外國移民に對する禁止制限の風潮が盛となつた。之が爲め昭和五年を遡る五ヶ年間に於て移民入國數毎年平均十四萬五千人（内英國移民五萬二千人、米國移民二萬五千人、其の他六萬八千人）に上りしものが、昭和六年乃至十年に至る五ヶ年平均に於ては一ヶ年の移民入國數は僅に三萬一千人（内英國移民九千人、米國移民一萬三千人、其の他九千人）に、又昭和十年に於ては僅に一萬一千人を激減した。

昭和六年國勢調査によるに加奈陀の總人口一〇、三七七千人中英國人系に屬するものは約半數以上の五、三八一千人を占め、之に次ぎ佛國人系二、九二八千人とし、其の他の外來移民としては獨逸人系四七四千人、スカンデナビア系二二八千人、伊太利系九八千人、支那人系四七千人、日本人系二三千人、黑人系一九千人となり居る。元來加奈陀は其の政策上北歐人殊に英米よりの移民を歡迎し、南歐人系は出來る丈け之を避けんとし、亞細亞人及黒人は所謂有色人種として之を排斥して居る。依て歐洲大戰後に於ては日本人、支那人の多き英領コロンビア州を中心として亞細亞人排斥熱は米國太平洋岸諸州と等しく強烈を極めた。既に一九二三年（大正十二年）には同州選出下院議員「ニール」は極端なる東洋人排斥案を加奈陀議會に提出し、兩院を通過したるも加奈陀政府に於ては前記日英通商條約に加入せ

る際に於ける約束及「ル・ミユウ」協定との關係上之を否認した。尤も本邦側に於ても前記加奈陀に於ける東洋人排斥の強烈なるに鑑み、又米國に於ては本邦よりの強硬なる抗議ありたるに拘らず一九二四年（大正十三年）排日移民法を成立せしめたる等の關係ありしが為め再び加奈陀政府と商議を遂げ、更に一層加奈陀行移民を制限すべきことに同意した。即ち其後昭和三年五月加奈陀政府と帝國政府との間の移民に關する新協定成立し、右新協定に於ては帝國政府が加奈陀行旅券を發給するに先ち當該移民の加奈陀入國に關し豫め加奈陀移民局に於て審査を受け許可を得たる旨の證明書を有することを必要とした。即ち從來と異り加奈陀移民局に對し本邦移民制限の權能を附與することとなつたのである。又「ル・ミユウ」協定の内容も一層嚴重となし、加奈陀入國本邦國民中官公吏、其の家族及從者、商業者、視察人、通過者、觀光客、學生、藝人、宣教師は非移民として其の適用を受けざるも、夫れ以外の者即ち所謂移民の階級に屬するものは(イ)加奈陀在住移民の妻子なるとき、(ロ)家内使用人なるとき、(ハ)農業勞働者なるとき、(三)加奈陀在住商店より呼寄せらるゝ店員に限定し、就中(イ)に付ては其の夫が加奈陀に正當に入國したる者なること、寫眞結婚に非ざること、其の夫が加奈陀に於て定職を有し且つ一ヶ月最低六、七十弗の收入あること、子の年齢は十八歳以下の者たることを要すとし、(ロ)に付ては呼寄人が加奈陀に正當に入國したる者なる外、家内使用人の呼寄せを必要とする狀態にあること、呼寄使用人を他の店舗、營業所に絶對に使用せざること、並に呼寄人の定收入が家内使用人を衣食せしむるに足ることを必要とし、(ハ)に付ては呼寄人が正當に加奈陀に入國したる者、農地十英加以上を經營すること、Title 又は Lease Paper を所持すること、稅金を納付し居ること、並に其の純收入一ヶ年一千弗以上たることを要すとし、(三)に付ては呼寄人が其の所謂國際商人の資格を有することを必要とし、且つ外務本省を通じ在京加奈陀公使館又は在京邦加奈陀移民官との間に直接交渉を爲し、豫め其の了解を受け居ることを便利とした。

加奈陀行旅券は斯かる嚴重なる規定の下に下付せらるゝこととなりたる結果、加奈陀への本邦人移民入國數は漸次

激減するに至つた。即ち加奈陀統計によるに世界恐慌前加奈陀への本邦人入國數は年々二百七十名乃至八百五十名なりしものが、昭和四年に於ては百四十八名に減少し、爾後昭和五年には百五十一名、昭和六年百四十二名、昭和七年九十六名、昭和八年百名、昭和十年五十六名に止まることとなつた。尙加奈陀に於ては米國と異り亞細亞人に對し歸化權を與へ居るも歸化により加奈陀市民となる亞細亞人及其の子孫に對しては法制上種々差別待遇を與へ得ることとなり居るに付本邦人は歸化するときは却て不利なる待遇を受くることとなるのである。

歐洲大戰後自治領としての加奈陀の地位向上し、加奈陀と列國との間に公使を交換することの了解英本國政府と成立したるが加奈陀は前記本邦との間に於ける通商關係躍進し、又移民に關する交渉も頻々と生ぜるに付本邦との間に米國と共に第一次に公使を交換することを欲した。之が爲め昭和四年五月以來日本との間に全權公使を交換することとなり、本邦よりは初代公使として昭和四年十月徳川（家正）赴任し、加奈陀よりは昭和四年九月「ハーバード・マーラー」（Herbert Marler）署任することとなつた。蓋し加奈陀其他自治領公使は其の任國に於て一般外交問題に付ては英國外交代表者と協力し通商、移民の如く専ら當該自治領に關する問題に付ては加奈陀公使をして之を管掌せしむるの建前である。

上記の如く加奈陀と本邦との間に於ける貿易關係は第一次歐洲大戰より昭和四年に至る迄は年々隆盛に赴きたるが、同五年以後に於ては世界的經濟恐慌に際會漸次不振となり、殊に本邦より加奈陀に對する輸出は同國に於て保守黨政府政權を掌握し、昭和六年以後保護關稅主義と英帝國特惠關稅制度とを強化するに至りたるが爲め激減するについた。昭和六年本邦が金本位を離脱したる後、他の英帝國諸地方に對する本邦よりの輸出は、世界不況に拘らず大に進出を見たるも、加奈陀に於ては歐洲大陸通貨暴落國よりの輸入品制壓の目的を以て制定したる「ダンピング」關稅法を本邦産商品に對しても適用するに至りたるに付加奈陀への本邦主要輸出品たる絹織物、陶磁器等は殆んど之が

輸出を見ざることゝなつた。之れが爲め本邦より加奈陀への輸出額は昭和四年に二千七百萬圓なりしものが、同七年には九百萬圓、同八年には七百萬圓に激減するに至つた。之に反し加奈陀より本邦への輸入は本邦の必要とする工業原綿多き爲め昭和七、八年世界最不況期に於ても差して減少を示さず昭和七年に於て四千萬圓、同八年に於て四千七百萬圓の多きに上つた。之が爲め加奈陀より本邦への輸入額の本邦より加奈陀への輸出額に對する比率は昭和四年に於て二五三%なりしものが、昭和七年には四五九%、又昭和八年には七一%となり、更に昭和九年には六二〇%に上るが如き不均衡を生ずるに至つた。

既に述べたるが如く本邦に於ては昭和八年日印會商前後より本邦貿易政策上に一大轉換を爲すの必要を痛感せられ、殊に輸入超過國に對しては貿易調整を試むるに至つた。昭和九年四月七日法律第四十五號を以て通商擁護法制定せられたるもの之が爲めである。即ち本邦政府に於ては右通商擁護法の下に加奈陀政府に對し本邦產品に對する不當高率なる「ダンピング」關稅の廢止に付在「オタワ」加藤（外松）公使をして交渉せしむることゝなつた。然るに當時加奈陀政府に於ては「ベンネット」保守黨總理の下に本邦よりの交渉に毫も耳を藉さなかつた。依て本邦政府に於ては遂に止むなく通商擁護法の下に昭和十年七月十九日勅令第二〇八號及同二十日付大藏省令第百六十二號を以て加奈陀より輸入の主要產品七稅品目、十六稅率（小麥、小麥粉、小麥澱粉、製紙用バルブ、包裝用紙及燐寸用紙、製紙用フェルト、木材及麩）に對して關稅定率法所載の稅率上に從價五割の附加稅を課することゝなつた。加奈陀も之に對抗する爲め本邦よりの輸入品全部に對し從價三割、三分の一の附加稅を課徵し、茲に兩國間に關稅戰爭を見るに至つた。然るに間もなく加奈陀に於ては總選舉の結果自由黨勝利を得自由黨内閣組織せらるゝことゝなつた。茲に於て「キング」總理は本邦との間に關稅戰爭を終止せんが爲め加藤公使との間に交渉を爲し、其の結果絹織物、陶磁器等本邦よりの主要輸入品に對し賦課して居た一般「ダンピング」關稅の適用範圍を限定し、又本邦よりの一般輸入貨物

の上に加へた爲替ダンピング關稅を漸減すべきことを承諾するに至り、右を目的とする協定は昭和十一年十月二十七日成立し、該協定の實施期たる昭和十一年十一月一日より雙方共相手方よりの輸入品に對して課した附加關稅の徵收を廢止することゝなつた。

元來加奈陀は日英通商航海條約に加入して居る關係上本邦產品に對し關稅上無條件最惠國待遇を許與すべきことになつて居るところ同政府は英帝國特惠關稅は全然最惠國待遇の適用外なりとの見解を探り之れを本邦產品に適用せざるも佛加互惠條約等による中間稅率及中間稅率より更に低き特別協定稅率は之を本邦產品に適用した。之れが爲め本邦產絹織物等は一般稅率の適用を受くる米國產品よりも甚だ有利なる立場に在つた。然るに一九三〇年加奈陀新關稅法に於ては佛國等との協定なき幾多の物品に對し關稅を引上げたる外「ダンピング」貨物に對する特別附加關稅規定を設け、從來外國輸入品に對する關稅は輸出原產地に於ける市價を標準としたものを改め、加奈陀產品と競爭ある外國產品に對する課稅は加奈陀に於ける同種產品の市價を標準として從價稅を課すことゝし、更に當該同種產品の加奈陀に於ける市價と當該物品の輸出狀面記載の價格との差額は之を特別「ダンピング」關稅として增課することゝした。更に昭和七年以後邦貨が暴落したる後に於ては本邦產貨物の邦圓記載輸入價額を加奈陀弗に換算するに當り依然法定比價に依ることゝし且つ右法定比價と現實の爲替相場の差額を爲替「ダンピング」關稅として增課することゝした。本邦政府は當業者よりの陳情により通商航海條約中の最惠國待遇を楯とし是等本邦產品に對する差別待遇の矯正方に付在加帝國公使をして加奈陀政府と交渉せしめたけれども加奈陀政府に於ては是等本邦品に對する「ダンピング」防止に關する諸規定は爲替下落を爲し居る一般諸外國產品に對し平等に施行し居るものに付最惠國待遇に違反するものに非ずとして何等緩和的態度に出でなかつた。前記の如く本邦產品の加奈陀への輸出が激減したのは之れが爲めである。

今煩を厭はず上記日加交渉の難關となつた加奈陀關稅法中「ダンピング」に關する特別規定の要領を細説せんに次の如くである。

一 公定爲替相場 加奈陀は一九三一年以來新なる法規を設けて爲替下落國の商品に對する特別の課稅方法を採用した。右新規定に依ると、加奈陀貨幣よりも5%以上多く爲替相場の下落した貨幣を有する國の產品に對し從價稅を賦課する場合には、總て輸出國貨幣に依る價格を現實爲替相場に依つて加貨の價額に換算することなく、特に公定爲替相場なるものを設け此の相場に依つて加貨に換算し、之を基準として關稅法所定の從價稅率を課すのである。右公定爲替相場は原則として兩國貨幣の法定平價と同一であり、本邦產品に關しては法定平價即ち百圓對四十九弗八十五仙を以て換算を行つた。依て昭和九年に於ける現實爲替相場百圓對二十九弗（同年平均爲替相場に於て圓貨は平價に比し三五・六%に、加弗は六〇・二%に下落す）に依る實際價格よりも七割方高く見積られ、之を基礎として從價輸入稅や各種の内國稅を課せられる次第である。

二 爲替ダンピング稅 上記公定爲替相場の適用を受ける國の產品中加奈陀に生産せられる物品と同級同種と看做されるものに對しては、公定爲替相場に依る換算價格と現實爲替相場に依る價格との差額を所謂爲替ダンピング稅として附課した。夫では如何なる國が右公定爲替相場や爲替ダンピング稅の適用を受けて居るかと言へば、日本、伯刺西爾、芬蘭、丁抹、瑞典、諾威の六箇國であつた。加貨よりも5%以上多く下落した貨幣を有する國は實際上二十近く存在して居るに拘らず、右六ヶ國のみ「ダンピング」附加稅を受くるのであるから假に爲替ダンピング稅其のものが最惠國條款に反せずとするも、右六箇國は差別待遇を受けて居るものと言はなければならぬ。

更に之等六箇國と加奈陀との貿易關係を検討すれば、日本以外の五箇國の加奈陀への輸入額は全部を合しても日本よりの輸入額に及ばぬ程微々たるものであり、且之等の國の產品中爲替ダンピング稅の適用を受けるものは極

めて少數であるのに反し、日本から的重要輸出品の多數は之が適用を受け、事實上此の制度に依つて最も不利益な地位に置かれて居るのは本邦產品であつた。而も加奈陀政府は爲替下落國に於ける生產費騰貴を考慮して公定爲替相場を引下げ從てダンピング稅を減額した例があるにも拘らず、日本產品に付ては右様減額を行はない。即ち圓價下落以來本邦輸出物價が非常に騰貴した事實（商工省公表の十三都市卸賣物價指數に依れば昭和九年に於ける重要輸出品價格は昭和六年十一月を基準とし約四割五分の騰貴を示して居る）を看過して、依然法定平價を基準として一般課稅價格を決定し且ダンピング稅を課するものに付甚だ不都合至極と言はなければならぬ。

三 公定價格及ダンピング特別稅 更に加奈陀の關稅定率法に依れば、加奈陀の產業保護上必要ありと認める商品に付ては加奈陀生産市場に於ける同種商品の價格を基礎とし公定價格なるものを設け之を當該物品從價稅の課稅標準として採用し、且つ此の公定價格と現實價格との差額を「ダンピング」特別稅として徵收する。尤も此の特別稅は加奈陀に從前から存した普通のダンピング稅であつて、此の稅の適用を受ける物は前記の爲替ダンピング稅は課せられないが、其の率は爲替ダンピング稅よりも遙に高い。此の公定價格及ダンピング特別稅の適用せらるゝ商品は三十數種に上り、日本の主要輸出品約十種は此の適用を受けた。而して右日本よりの輸出に關係ある商品に對する公定價格は不當に高く決定せられて居る爲此の制度の下に置かれて居る本邦產品の課稅價格は加奈陀同種品市價の倍額に達するものも少くない狀態であつた。

四 稅關に於ける實際の取扱振 加奈陀の法規に依れば課稅に關する行政官廳の自由裁量の餘地は非常に多く、從て加奈陀稅關の措置が極めて曖昧不公平である場合が少くない爲、既に英本國、佛蘭西、米國等も之が改善方を申入れた事實がある。特に日本品に付ては從來其弊が少くなかつた。當業者の報ずる處に依れば同一商品に付て或稅關では爲替ダンピング稅を課し他稅關では之を免除し、又豫め該稅適用の有無を照會した際は「適用なし」

と回答して置きながら、半箇月後通關の際には右回答に反した取扱をした例も多いとのことであつた。

右の様な加奈陀の課稅振りに依て日本品は如何なる影響を受けたかを見るに昭和十年四月二十七日の「バンクーバー・サン」紙の產業版に我が石井領事の寄稿した所を参照するに輸入税、販賣稅、消費稅、ダンピング稅等の合計の本邦輸出價格に對する比率は電球二四〇%、綿製敷物一、〇〇〇%、護謨底ヅック靴四〇〇%、綿織物二七〇%、人絹織物三七〇%、綿製靴下六〇〇%、ランプ笠二八〇%と云ふが如く驚くべきものがあつた。更に先方の課稅が如何に專斷的なものであるかを知る爲加奈陀品の工場原價と日本品の稅込輸入價格との開きを調べて見ると、前記「ズック」靴は大体輸入價格の方が五割高、絹及人絹製品は約十割高、綿製靴下も略々十割高と云ふ様な割合になつて居り、加奈陀の課稅は自國産業保護の必要を遙に逸脱し、殆ど輸入の禁止と同様であつた。之が爲は等關係商品の加奈陀への輸出額は昭和六年を一〇〇として其後三箇年間の輸出額を指數で示せば左の通り激減した。

品目	昭和七年	昭和八年	昭和九年
生絲	四五	一九	一六
絹織物	一三	五	六
人絹織物	二〇	一一	一二
綿メリヤス	六一	三五	一
模造パナマ帽子	八五	一五	八
絹製肩掛	一〇九	四〇	四九
安知母尼製品	一一〇	二一九	七一
電球	一一〇	一一〇	一一〇

依て昭和六年本邦に於ける圓價下落以後他の方面に對する本邦輸出額は躍進振りを示したに拘らず加奈陀に對しては却て減少し彼我の貿易額不均衡は益々甚しくなつた。加奈陀側は右貿易不均衡を生ずるに至りたる原因として加奈

陀に於ける本邦產品抑壓の結果たることを否認し、日本は自國工業に必要な原料を加奈陀から購入して居るのに反して日本の對加輸出品は加奈陀の產業と競爭的地位に立つ精製品であるからだと主張し、殊に日本の對加輸出が昭和七年以來八百萬圓臺となつたのは米國經由で加奈陀へ輸入の千二百萬圓近くの生絲が除外されて居るからである之を計算すれば日本の對加輸出は決して減少して居ないと云ふのである。併し前出の品目別輸出額調査及下記日加重要輸出品表でも判る通り加奈陀の苛重なる課稅に依て我方の輸出が非常な打撃を受けて居ることは蔽ふべからざる事實であつた。

第四十五表 日加米間爲替相場及同通貨下落率累年比較表

備考

一 加弗は名目上米弗と同量の純金なるも其の公定比率は英貨一磅に付四弗八六・三分の二と定められる。邦貨百圓は金純分よりして四九・八五舊米弗又は英貨九圓七六三に相當す。

二 爲替相場は特記なきものゝ外一ヶ年平均相場とす。

三 本表は國際聯盟統計及東洋經濟年鑑より作成す。

四 對加弗圓相場は對米弗圓相場及對米加弗相場より裁定せるものとす。

年次	對米弗圓相場(百圓に付)		對米加弗相場(百圓に付)		對加弗圓相場(百圓に付)		對金平價下落率	備考
	米弗	加弗	米弗	加弗	米弗	加弗		
昭和四年平均	四六・〇六九	九九・二五	四四・四〇	七・五	〇・八	一〇〇・〇		
五年	四九・三六七	九九・八四	四五・四五	〇・九	〇・二	一〇〇・〇		
六年	四九・三七五	九六・三三	五一・二六	二・〇	三・七	一〇〇・〇	〔英貨は九月十八日、邦貨は十二月十三日金本位を離脱す〕	
七年	二六・四五	八八・〇九	三〇・〇三	四三・七	一一・九	一〇〇・〇		
八年	二五・二二七	九一・九六	二七・五四	五九・六	二六・八	一九・三		

九 年	二九、五一	一〇一、三一	二九、一六	六四、四	三九、五	四〇、三	(百六十九分の一〇〇に引 下)
一〇 年	二八、五七一	九九、〇五	二八、八四	六五、八	四一、二	四〇、六	
一一 年	二八、九五一	一〇〇、〇六	二八、九三	六九、四	四〇、九	四〇、八	
一二 年	二八、八一四	九九、九五	二八、八三	六五、九	四一、〇	四〇、九	
一三 年	二八、四九八	九九、三六	二八、六八	六六、三	四一、五	四〇、九	
一四 年	二五、九八六	九六、〇二	二七、〇六	六九、二	四八、二	四〇、九	
一五 年	二三、四三八	八五、一四	二七、五三	七二、一	四六、三	四〇、九	

上記苛酷なる加奈陀關稅制度に對し我政府は昭和七年以來「オタワ」及東京に於て種々交渉を重ねたるも、保守黨政權下の加奈陀政府に於ては依然本邦の主張に何等耳を藉さず、最後に通商擁護法の發動を暗示するも徒に回答を遷延し、極力自國の措置を辯護するに過ぎなかつた。昭和十年に至り終に本邦政府は加奈陀政府を反省せしむる最後の手段として止むなく加奈陀產品に對し通商擁護法を發動せしむべき決心なる旨を告げ强硬に交渉したるところ、加奈陀政府に於ては本邦政府に對し具體的提議をなさんと要求し、本邦政府は右要求に應じたるも右に對する昭和十年七月十日付加奈陀政府よりの加藤公使に對する回答は甚だ不親切なるものであつた。即ち其の要旨は加奈陀政府の措置は一般爲替下落國特に低價にて生産せらるゝ外國よりの輸入貨物に對し加奈陀產業を保護する爲め止むを得ざるものと主張するに過ぎなかつた。依て本邦政府に於ては到底加奈陀政府に於て反省するの誠意なきものと認め昭和十一年七月八日通商擁護法に基き關稅調查委員会に加奈陀生產品に對し適用すべき報復的措置案を提出し、十六日の同委員會は之を承認したるに付同案は御裁可を経て七月十九日付勅令第二百八號として公布即日實施せられた。同勅令第一條に於ては「昭和九年に於て外國貿易上本邦が輸入超過の關係に在りたる國にして、本邦の產出又は製造に係る物品に對し本令施行の際輸入稅の賦課に付專斷なる課稅標準價格を用ひ且一般の輸入稅の外特別に租稅を課するもののが出來る様出來得る丈け留意を加ふることとし、其の結果前記小麥以下の七品目のみに對し從價五割の附加稅を課することとしたのである。

右本邦の强硬なる措置に對し加奈陀の輿論殊に自由黨系新聞の如きは保守黨政府が自由產業保護に急にして獨伊等と異なり加奈陀產物を優遇せる日本との間にも關稅戰爭を惹起せるは其の措置適當ならざるが爲めとした。例へば七月十三日の「オタワ・ジャーナル」は「日本から加奈陀への輸入は四百萬弗であるのに對して、加奈陀は日本へ千七百萬弗を輸出して居る事實に鑑み、日本品輸入の障礙となるダンピング稅其他の課稅に對し、日本から苦情の出るのは當然であつて、日本の主張には充分首肯し得る理由がある。今次の對日問題は他國から輸入するを利益する様な物品の餘りに多數を國內で製造し様とする政策の失敗であることを物語るものに外ならない。」と論じ、同日のモントリオール・ガゼットは「日本の加奈陀品に對する五割稅賦課は、加奈陀の重要な輸出品に對する日本市場の閉鎖であつて、加奈陀にとつて大損失である。」と述べ自國政府の政策を非難した。

斯く加奈陀保守黨政府の極端なる保護政策は一般民論より非難を受くるに至ると共に昭和十年十月の総選舉に於て保守黨は大敗し自由黨之に代りたるに付同黨政府は「キング」総理の下に保守黨の保護政策を緩和し、日本との間にも妥協に努め、本邦との間に關稅戰爭も同十二月に終了せしむるに至つたのである。而して右關稅戰爭の行はれたる五ヶ月間に於て本邦より加奈陀への輸出は既に加奈陀に於て極端なる制限政策を採用し居たる後のことゝて差したる影響ながらしに反し、加奈陀より本邦への輸入額は激減し、加奈陀政府をして反省せしむるに充分なるものがあつた。即ち關稅戰爭前の昭和十年四月より七月に至る四ヶ月間に於て本邦より加奈陀への輸出は月平均月額は五四六千圓より七六四千圓に増加せるに對し、加奈陀より本邦への輸入額は前四ヶ月平均月額四、八八五千圓なりしものが、後五ヶ月間平均月額二三八二千圓に半減した。

次に我が通商擁護法の發動後加奈陀政府は如何なる態度に出でたかと言へば、我方の措置後一週間を経た昭和十年七月二十七日に至つて曩に日本側へ内示して來た讓歩案の一部を先づ一方的に實行して、所謂公定爲替相場四九弗八五仙を四一弗五一仙に引下げた。之は四九弗八五仙の公定相場を適用することが甚だ不當であることを日本側から屢々指摘せられた爲、此儘に放任して置いては一般輿論に對し政府の立場に反して不利にするものであることを悟り且後述の附加稅賦課の影響を緩和せんとする底意に出でたるものと思はれる。併し加奈陀政府は右引下と同時に我國の加奈陀品に對する通商擁護法適用を以て日英通商條約中の最惠國約款に反するものであると爲し、斯かる措置に對する報復稅として有稅品と無稅品との區別なく總て日本品には八月五日以後三割三分 $\frac{1}{3}$ の附加稅を課することゝした。尤も七月二十日以前契約済の既約品で十一月五日迄に加奈陀に到着するものには附加稅を免除すると云ふ例外を設けた。斯様に兩國の通商關係は關稅戰爭の状態に陥つたが、我方は曩に聲明した通り一日も速に懸案を解決せんことを欲し、其後も極力加奈陀側と折衝を續けた。

然るに當時の加奈陀首相「ベンネット」は豫め我方に何等の相談をも爲すことなく、昭和十年九月四日突然我が加藤公使に對し日本政府の最近の提案は從來のものと何等變る所なく、且日本政府は自由黨政府の出現を期待し最早現政府と交渉の意思なき旨の情報をも入手して居り、以上論爭を繰返すも益なしとの結論に達したので、此上は日本が擁護法を撤回しなければ加奈陀は日英通商條約の加奈陀に於ける適用を停止せしめ、機宜の手段を探るかも知れないと云ふ強硬意見を述べ、又翌五日には安價な日本品の大量輸入を認めることになれば、加奈陀に於ける勞銀や生活標準は脅威せられ惹て同國の經濟及社會的機構を危くするから、日本に讓歩することは斷じて罷り成らぬ、との聲明書を公にし、日本の態度が改まらざる限り條約廢棄をも敢てせんとの態度を示した。右は日本の擁護法發動後ベンネット首相の高關稅政策に對する新聞や反對黨の攻撃が一層猛烈となり、選舉上極めて不利の立場に立つに至つた爲、十月十四日に差迫つた總選舉を控へ同黨の立場擁護上強硬な態度を示し、東部產業家と西部殊にB、C州排日家の意見を迎へんとしたものであると思われる。其處で我方に於ても斯様な聲明が日本の態度に付て重大な誤解を招來することを防ぐ爲、九月七日外務省當局談の形で帝國政府の眞意に關する聲明書を公にした。

併し其後も兩國間の外交々渉は全然打切られた次第ではなく、意見の交換は隨時行はれて居たが、何分にも先方政府は選舉戦に忙殺され、對日強硬論を繰返すのみであつた。兎角する中に昭和十年十月十四日の改選期は到来し、開票の結果は從來定員二四五名中一三〇餘名を占め絶對多數を持つて居た保守黨は僅かに四一名となり、反之自由黨は從來の八八名から一躍一七〇名の多數を獲得するに至つた。斯様にして絶對多數を占めた自由黨は十月二十三日マツケンジー・キング氏を首相として内閣を組織することゝなつた。キング首相は大戰後大正十年から昭和五年迄十年間自由黨内閣の首班として當時日本との間に公使を交換した人であり、日本との友好關係増進の必要に付ては夙に著目する所があつた。其處で同首相は組閣の翌日非常に多忙の身であるに拘らず、自ら加藤公使を訪ね、日加通商問題の解

決に付て早速商議を進めたいと言ふ誠意を披歴した。依て爾來極めて友好的雰圍氣の下に交渉が進められ終に昭和十一年十二月二十七日下記要旨の妥結に到達し、双方共翌年一月一日から之を實施することとなつた。即ち右に依り加奈陀側が從來の不當措置を是正することとなり同時に日本側も加奈陀品に對する擁護法の適用を廢止することになつたのである。

(一) 課稅公定價格に對する制限

- (1) 爲替相場 課稅價格の基準となるべき爲替相場に關し加奈陀に於て製造若は生産せられる商品と同級同種に屬せざる總ての商品に付ては現實の爲替相場を用ふべく又同級同種に屬する商品に付ては過去五箇年の爲替相場の平均に依り毎年改訂したる公定爲替相場を用ふること。
- (2) 公定價格 課稅價格の標準となるべき公定價格は現在三十五品に對し設定せられて居るところ、此の中綿織物、人絹織物、電燈器具、鮭罐詰、木綿襪襪、蝙蝠傘、鉛筆及綿メリヤス等二十數品に對しては之を廢止し、且將來設定せらるべき公定價格に關しては日本當業者は加奈陀關稅委員會に提訴するを得ること。
- (3) 同級同種商品 加奈陀に於て製造若は生産せられる商品と同級同種と認められる商品は、同國に於て其の普通消費量の少くとも一割を自給する程度のものでなければならぬこと、又其の認定を爲す場合には相當期間の豫告を爲すこと。
- (4) ダンピング關稅の廢止又は制限

(1) 公定爲替相場に依る價格と現實なる爲替相場に依る價格との差額を課徵するダンピング稅は、公定價格を適用する品目が(1)(4)に基き遞減を見るに至ると共に同級同種の認定方を(1)(4)の如く限定する結果本稅賦課の範圍も亦縮少すること。

- (2) 公定價格と現實なる爲替相場に依る價格との差額を課徵する「ダンピング」稅は、公定價格を適用する品目の減少に伴ひ其の賦課の範圍を大に縮少すること。
- (3) 昭和十年七月日本側の通商擁護法に依る輸入稅の増課に對抗して、日本品に對し一律に課することとなつた從價三割三分 $\frac{1}{3}$ の附加稅は之を廢止すること。

要するに同協定により輸入品の課稅公定價格は原則として現實爲替相場に依ること、公定爲替相場は漸次現實相場に近接せしめられること、更に公定價格の設定せられて居た商品は著しく其の數を減少することとなつた。加之加奈陀に於て製造若は生産せられるものと同級同種の商品に付ては其の認定の標準限度を明瞭ならしめることとなつたから、公定價格に依るダンピング稅の如きは日本からの輸入品に對しては殆ど廢止せられるに至つたのである。同協定の結果加奈陀に於ける本邦品の關稅負擔額を各主要品目に付て検討したるところによるに送狀原價に對する課稅負擔の割合は平均して約半分となり、又日本品の加奈陀に於ける關稅込到着値段は從來より三分の一減少する結果となつた。更に公定爲替相場は今後年々漸減し現實相場に接近するから、爲替補償稅が漸減せられ他の一般稅額も夫に從つて減少して行く譯である。元來加奈陀はダンピング防止手段としては高率なる關稅を課するのみにして南米諸國の様な嚴重な爲替管理制度や、獨逸、佛蘭西等の様な輸入割當制度を採用して居ないから、日本品の加奈陀向輸出は同國賦課關稅の緩和に伴ひ商品の種類及其の數量價額に於ても漸次伸張すべきものである。現に本邦統計に徵するに下記表に示すが如く同協定成立後本邦品の加奈陀への輸出は漸次回復し、又其の輸出の輸入に對する比率も七分の一位なりしものが、五分の一見當となつた。

尙自由黨下の加奈陀政府は日本に對してのみならず各關係國との貿易をも改善する爲め努力し、前述の如く米國との間にも昭和十年末互惠協定を締結した。尙獨逸、玖瑪等とも互惠協定を締結したい意嚮を有して居た。依て日本は

暫く辛棒すれば關稅戰爭迄せずとも加奈陀の不當措置を是正せしめ得たであらうとの觀測もあつたが、通商擁護法の如き武器あつて始めて加奈陀との交渉を容易に妥結し得たことを認めざるを得ない。尤も本協定は單に相手國の制限措置を輕減せしめ得たに止るところ慾を言えば更に進んで加奈陀をして本邦品に對する關稅の輕減等を約するところの互惠的關稅協定を締結したきものであつた。

斯くの如くして日加貿易關係は昭和十一年後明朗化し其の雙方が相手國に於て有する貿易上占むる比率は向上するに至つた。尤も加奈陀より本邦への輸入品は其の性質本邦工業に採り必要品なるが爲め其後も益々増進し、之に反し本邦より加奈陀への輸出品は其の性質上加奈陀產品と競爭する消費品なるが爲め關稅待遇が漸次改善せらるゝに至つたに拘らず、輸出額の上に於て差したる進展振りを示さなかつた。而して昭和十五年以後日英外交關係漸次惡化すると共に本邦に於て所謂分散買付方針を採用せし爲め再び日加貿易關係は惡化し、次いで英國政府は米國政府の掣に倣ひ昭和十六年七月二十六日付を以て日英通商航海條約に對し廢棄の通告をなし來り日加條約關係も其の一ヶ年後に效力を消滅すべき筈であつたが、右期日の到達せざる以前同年十二月八日日英開戦を見るに至つた。

次に参考として日加貿易關係累年表、及日加重要貿易品年別表を示さん。

第四十六表 日加貿易額累年比較表

備考 本表は本邦貿易統計より調製す。

單位は百萬圓とす。但し括弧内計數は米國商務省貿易統計による單位加奈陀弗百萬圓とし、右の中年 次 年 本邦よりの輸出 本邦への輸入 差額
大正二年 一・八
大正三年一七年平均 一・三・四
二・九
一・〇・五

大正八年一一二年平均	一七・六	一一・二	入超 五・四
大正一三年一昭和三年平均	一一三・一	五二・六	入超 二九・七
昭和四年	(一七・七)	六八・七	入超 四一・六
昭和五年	(二二・五)	(三〇・七)	入超 八・二
昭和六年	(一九・九)	(一九・〇)	出超 二六・二
昭和七年	(一三・三)	(一四・一)	出超 九・七
昭和八年	(一三・一)	(一五・七)	出超 三〇・九
昭和九年	(一六・八)	(一五・七)	出超 五・四
昭和十年	(一六・六)	(一六・五)	出超 八・九
昭和十一年	(一六・六)	(一六・五)	出超 三・三
昭和一二年	(一六・六)	(一六・五)	出超 一・九
昭和一三年	(一六・六)	(一六・五)	出超 一・九
昭和一四年	(一六・六)	(一六・五)	出超 一・九
(附) 日加重要貿易品年別表			
備考 本表は本邦貿易統計より作成し、年額百萬圓以上のものを掲ぐ。單位は百萬圓とす。			

名

昭和四年

昭和八年

昭和二年

昭和四年

品

昭和八年

昭和二年

昭和四年

昭和四年

茶罐

昭和八年

昭和二年

昭和四年

昭和四年

生綿

昭和八年

昭和二年

昭和四年

昭和四年

織物

昭和八年

昭和二年

昭和四年

昭和四年

絲綸

昭和八年

昭和二年

昭和四年

昭和四年

織

昭和八年

昭和二年

昭和四年

茶

昭和八年

昭和二年

昭和四年

罐

昭和八年

昭和二年

昭和四年

生

昭和八年

昭和二年

昭和四年

繩

昭和八年

昭和二年

昭和四年

織物

昭和八年

昭和二年

昭和四年

及人

昭和八年

昭和二年

昭和四年

紡織物

昭和八年

昭和二年

昭和四年

トブル

昭和八年

昭和二年

昭和四年

クロース

昭和八年

昭和二年

昭和四年

陶磁

昭和八年

昭和二年

昭和四年

輸出

昭和八年

昭和二年

昭和四年

總額

昭和八年

昭和二年

昭和四年

(乙) 重要輸入品

品名

昭和四年

昭和八年

昭和二年

昭和四年

昭和二年

昭和四年

昭和二年

小鹹魚
共用紙
故印刷
アルミニウム
(塊) 鉛
(塊) 鎌
亞鉛
自動車部分
料材

昭和四年

昭和八年

昭和二年

昭和四年

昭和二年

昭和四年

昭和二年

油及油製品
輸入總額

昭和四年

昭和八年

昭和二年

昭和四年

昭和二年

昭和四年

昭和二年

第七節 濱洲聯邦との條約交渉

第一款 濱洲聯邦關稅制度及一般貿易情勢

濱洲聯邦はニュー・サウス・ウェールズ、ヴキクトリア、クイーンズランド、サウス・オーバートラリア、ウエスター・オーストラリア、タスマニア及ノーザン・テリトリイ (New South Wales, Victoria, Queensland, South Australia, Western Australia, Tasmania & Northern Territory) より組織せられ、其の總面積七百七十萬四千平方糠(一百九十七萬方哩)、外に其の領地としてヘーフォーク島、及ニュー・ギニア島の西南部パプア(面積二十三萬四千平方糠)並に委任統治領として上記ニュー・ギニア島の東南舊獨領ニュー・ギニア(二十三萬六糠平方糠)が屬して居る。而して其の廣袤に於ては加奈陀より約五分の一少なく、北米合衆國に略々匹敵するも、人口は昭和四年十二月末推定額六百九十九万七千人(外に委任統治地域の人口見積通計額九十五萬千人)にして、加奈陀の約六割、北米合衆國の約二十分の一に過ぎない。斯く濱洲に於ては其の有する自然的資源に對し人口甚だ稀薄にして現人口の密度は歐羅巴の夫に比し十分の一と推定されて居る。然るに濱洲は其の位置歐米兩大陸より隔絶し、歐米よりの移民困難なるに拘らず白濱主義を採用し、近接せる亞細亞、阿弗利加兩大陸よりの有色人種の入國を嚴重に制限し、又是等に對し歸化權を許さず殊に明治三十四年以來有色人種の移入に付禁止的障壁を設けて居る。之れが爲め在住民の構成は昭和十年の調査に於て九割九分迄英國系の歐洲人であり、僅に〇・八%が支那、印度、日本の有色人種である。